

放課後児童クラブ
保護者の皆様

藤沢市長 鈴木 恒夫
(公印省略)

**新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言発令に伴う
放課後児童クラブの開所及び通所自粛要請について**

日ごろから藤沢市の放課後児童健全育成事業にご理解ご協力いただき、ありがとうございます。

4月7日に発令された緊急事態宣言を受け、同日、神奈川県知事から具体的な緊急事態措置が示されました。この措置において、県民に外出の自粛が要請される一方、日常生活の維持に必要な事業活動については、感染防止対策に留意した上で、事業の継続が要請されたところです。このため本市の放課後児童クラブについては、引き続き放課後児童クラブへの通所自粛等の要請を行う中で、開所することとします。

しかしながら、緊急事態措置として外出の自粛が要請されていること、また感染拡大の防止には、人と人との接触機会を現状から8割程度削減すべきとの見解が示されていることを踏まえ、これまで以上に放課後児童クラブへの通所自粛等を強く要請いたします。

つきましては、具体的な取扱を次のとおりお示するとともに、保護者の皆様におかれましては、放課後児童クラブでの感染を防止し、流行の拡大を食い止めるため、是非ともこの趣旨をご理解いただき、放課後児童クラブへの通所自粛等にご協力くださいますようお願いいたします。

1 放課後児童クラブへの通所自粛等の要請期間について

現在も放課後児童クラブへの通所自粛をお願いしておりますが、あらためて次の期間について、本通知に基づく放課後児童クラブへの通所自粛等を要請します。

期間：4月13日（月）から4月30日（木）まで

※ 5月1日（金）以降の取扱につきましては、改めてお知らせいたします。

2 放課後児童クラブへの通所自粛等要請期間中の保育の対象者について

原則として、保護者が次の（1）、（2）の要件に該当する場合に、保育を行うこととします。

（1）保護者の職業要件

ア 医師、看護師、保健師等、病院や診療所等に勤務する医療関係従事者

イ 消防、警察、電気・ガス・水道・交通機関等の社会インフラを支える職の従事者

- ウ 高齢者施設，障がい者施設，保育所等の福祉施設の従事者
- エ 食料品，医薬品の販売・運送等，国民の生活に密接に関わる業務の従事者

(2) その他の適用要件

- ア 児童の両親がともに上記職業要件に該当すること。
- イ ひとり親家庭の親が上記職業要件に該当すること。
- ウ 児童の一方の親が上記職業要件に該当し，もう一方の親が疾病等により，家庭での保育が困難な状況にあること。

※いずれの場合も，保護者の休暇取得が困難であること，また保護者以外の家族による家庭保育が困難であることを前提とします。

※通所する場合におきましては，ご家庭でお子様の健康について検温と症状の確認をしていただき、かぜ症状がある場合には自宅で休養することを徹底してください。

3 4月13日（月）から4月30日（木）までの間の開所時間

放課後児童クラブの開所時間は以下のとおりです。

平日：午後0時／正午開所

土曜日：午前8時開所

※開所時間帯につきましては，指導員の確保状況に応じて時間が異なる場合がございます。別途，児童クラブからのお知らせ等をご確認ください。

4 入所料の返金について

4月の入所料につきましては，通所自粛にご協力いただいた日数に応じて返金いたします。

5 その他留意事項

通所自粛等要請期間中においては，指導員の配置状況等により，通常時と取扱が異なる場合があります。児童クラブからのお知らせ等をご確認ください。

今後の市内における感染状況等によりましては，対応が変更となる場合がございますのでご了承願います。

以上

問い合わせ
藤沢市 子ども青少年部 青少年課
電話 50-8251 (直通)